



傍聴 審議会など

■ひばりが丘・田無第二中学校通学区見直し等地域協議会
時 7月11日(火)午前10時
場 田無庁舎5階
内・定 通学区区域案など・10人
◆教育企画課
☎042-438-4071

■図書館協議会
時 7月20日(休)午後3時
場 田無公民館
内・定 図書館運営体制の見直しほか・5人
◆中央図書館 ☎042-465-0823

■個人情報保護審議会
時 7月14日(金)午前10時
場 田無庁舎3階
内・定 個人情報保護制度ほか・5人
◆総務法規課
☎042-460-9811

■男女平等参画推進委員会
時 7月21日(金)午後6時
場 田無庁舎5階
内・定 第3次男女平等参画推進計画・西東京市配偶者暴力対策基本計画実績評価報告書(平成28年度)ほか・5人
◆協働コミュニティ課
☎042-439-0075

特殊詐欺

どうか気付いて!! 声は息子さん お孫さんに似ています

市内の特殊詐欺被害が昨年を上回る件数で発生しています。

- 最近の手口 ●親族(子や孫)を装って「かばんを無くした。大事な書類(小切手)が入っていた」
●警察官や大手百貨店を装って「あなたのキャッシュカード(口座)が犯罪に使われています。確認のため暗証番号を教えてください」
●市の職員などを装って「還付金の手続きが必要です。すぐATMで操作してください」
依然として親族を装う手口が多いですが、最近は「還付金を装う」「お金の受け取りにバイク便を使う」など、あらゆる手段を使ってだましてきます。

犯人はだましのプロです。被害に遭わないためには犯人の電話に出ないことが一番です。日頃から自宅の電話を留守電に設定したり、自動通話録音機能が付いた電話機を設置したりするなどの対策を取りましょう。

問 田無警察署 ☎042-467-0110
◆危機管理室 ☎042-438-4010



児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請を

支給要件に該当し、まだ申請していない方は、子育て支援課(田無庁舎1階)で申請手続きをしてください。

◆子育て支援課 ☎042-460-9840

◆児童扶養手当

次のいずれかの状態にある児童*1を養育する方(公的年金の受給額により併給可能な場合あり)

- 父母が離婚
●父または母が死亡または生死不明
●父または母に重度の障害がある
●婚姻によらない出生など

※1 18歳に達した日の属する年度の3月31日までに(一定の障害がある場合は20歳未満)

※平成15年4月1日時点で、支給要件に該当してから5年を経過している方は、時効により手当の請求をすることができません(父子家庭を除く)。

※詳細は、お問い合わせください。
□支給制限 児童が次の状態にある場合は該当しません。

- 里親に委託または児童福祉施設などに入所
●請求者以外の父または母と同一生計
●父または母の配偶者(事実上の配偶者*2を含む)と同一生計
●請求者または児童が日本に住所を有しない

※2 単身の異性の住民票が同居にある場合や定期的な訪問、生活費の補助などを受けている場合を含む

□支給金額(月額) 単位:円

Table with columns: 児童数, 手当額 (全部支給, 一部支給). Rows: 1人目, 2人目加算額, 3人目以降加算額(1人につき)

◆特別児童扶養手当

対 20歳未満の中・重度の障害(おおむね身体障害者手帳1~3級、下肢4級の一部程度、愛の手帳1~3度程度およびこれらと同程度以上の内部障害または精神障害、発達障害)のある児童を養育している方

※手帳をお持ちでなくても、指定の診断書により申請することができます。
※児童が児童福祉施設などに入所している場合や、児童の障害を支給事由とする公的年金を受ける場合は支給されません。

□支給金額 単位:円

Table with columns: 児童数, 手当額 (1級, 2級). Row: 1人につき

◆各手当共通

□手当の支給・所得制限 申請日の翌月分から支給を開始し、年3回(児童扶養手当:4・8・12月、特別児童扶養手当:4・8・11月)各4カ月分の支払いとなります。受給者本人および同居の扶養義務者の所得制限(別表参照)があります。所得に応じて手当額の一部または全部の支給が停止されます。

西東京市民会館・中央図書館・田無公民館の建て替え等について
公共施設の老朽化対策が大きな課題となっており、建て替え等にかかる財政負担の軽減・平準化を図るため、同種の課題を有する当該3施設の複合化に向けて検討を進めてきました。
しかし、合築複合化は、なお時間を要する課題であることから、「市民会館敷地での合築複合化は行わない」こととしました。
今後は、耐震対応が必要な平成32年度を見据え、既存施設の有効活用の視点に立って、改めて対応を検討していきます。
◆文化振興課 ☎042-438-4040
◆中央図書館 ☎042-465-0823
◆柳沢公民館 ☎042-464-8211

りさいくる市

時 7月9日(日)午前9時ごろ~正午
場 田無庁舎市民広場 ※雨天中止

会場で、右記の資源品を無料で回収します。受付までご持参ください。
※りさいくる市が中止の場合は回収なし
※環境保護のため徒歩・自転車での来場にご協力ください。
※当日、地元産野菜の販売、茶わんのリサイクル、猫の里親探し・譲渡会があります。
◆ごみ減量推進課 ☎042-438-4043

資源物の持込回収

Table with columns: 回収品名, 備考. Rows: プラスチック製品, 陶磁器食器, 都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト

※メダルプロジェクトは、ごみ減量推進課窓口でも随時受付

「りさいくる市」フリーマーケット出店者募集

時 8月6日(日)午前9時ごろ~正午
場 エコプラザ西東京

- 出店資格 成人で市内在住の個人・団体(業としている方を除く)
□募集区画数 43区画(1区画約3.5m)
※出店場所の選択は不可
申 7月10日(月)(消印有効)までに、往復はがきで参加者全員の氏名、代表者の住所・年齢・電話番号、出店物(衣類・雑貨など)を下記へ(1世帯1通。当日の参加者による申込に限る。申込多数は抽選)
※飲食物・動植物などの販売は不可
◆ごみ減量推進課
〒202-0011 泉町3-12-35
☎042-438-4043

の住所・年齢・電話番号、出店物(衣類・雑貨など)を下記へ(1世帯1通。当日の参加者による申込に限る。申込多数は抽選)
※飲食物・動植物などの販売は不可
◆ごみ減量推進課
〒202-0011 泉町3-12-35
☎042-438-4043

□注意 手当の受給資格がなくなっているにもかかわらず、届け出をしないで手当を受給した場合は、資格がなくなった月の翌月からの手当額を全額返還していただきます。また、偽りや不正な手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処されることがあります。

別表1 平成29年度児童扶養手当・特別児童扶養手当所得制限限度額表(平成28年中の所得・平成29年8月分~平成30年7月分手当に適用) 単位:円

Table with columns: 扶養親族の数, 児童扶養手当 (本人, 一部支給), 特別児童扶養手当 (本人, 配偶者・扶養義務者). Rows: 0人, 1人, 2人, 3人, 4人以上, 1人につき

※児童扶養手当の受給者が父または母の場合、監護する児童の母または父から、受給者または児童が受け取る養育費は、その金額の8割が受給者の所得として取り扱われます。

別表2 所得から控除できる額 単位:円

Table with columns: 種別, 児童扶養手当 (受給者(父または母), 受給者(養育者)配偶者・扶養義務者), 特別児童扶養手当 (本人・配偶者など共通). Rows: 社会保険料相当額, 障害・勤労学生控除, 特別障害者控除, 寡婦(夫)控除, 寡婦特別加算控除, 雑損・医療費・配偶者特別・小規模企業共済等掛金控除

※配偶者は寡婦(夫)控除なし